



新年のご挨拶



あけましておめでとうございます。

本年も昨年以上に皆様の経営・ライフプランの良きプレーンとなるよう、精一杯ご支援させていただきますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

1月3日の熊日新聞朝刊に、県内経営者意識調査が掲載されていました。ここでは、多くの経営者が今年の県内の景気を「復旧・復興需要が継続し、緩やかに拡大が続く」と予想していました。熊本県内に限っては、来年には国際スポーツ大会の開催、天守閣の復旧、熊本空港の建て替え、JR熊本駅ビルの再開発など経済効果を期待できる行事が控えています。個人的にも、ワクワクするようなことばかりで、確かに好景気になることが予想できます。

しかし、この好景気の予想の裏には、どの経営者も「人手不足」という悩みを抱えて、頭を痛めているということも調査によって浮き彫りになっています。経営にマイナスの影響を及ぼす要因の1位は「人手不足(64.3%)」で、自社が抱えている課題の1位は「人員の不足(61.5%)」、今後重視していきたい施策では1位「人材育成の強化(67.2%)」となっています。

良い人材を確保するために採用強化することも必要ですが、資金力があるところには見劣りすることは否めません。そうであれば、特徴ある事業の強化や、魅力ある会社にすることに尽力し、今いる従業員の人材育成や業務の効率化、ICT化による生産性の向上を積極的に進めていくことで人手不足を解消していくことが必要であると思います。

今年は、戌年です。「ワン」ダブルな年にしながら、
オンリー「ワン」の企業を目指しましょう！



平成30年度税制改正の目玉は「事業承継税制」！！

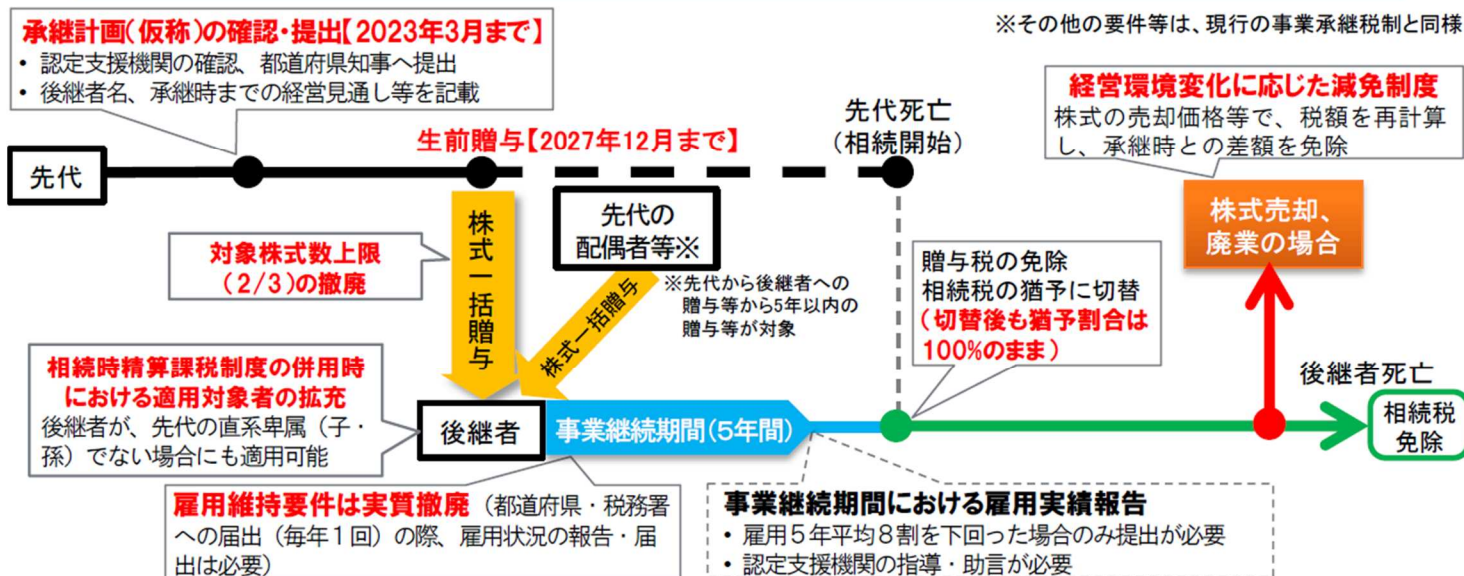
今回の税制改正の目玉は、何と言っても「事業承継税制」の改正です。

これまで、あまり活用されてこなかった税制が大幅に改正され、適用要件を緩和することで税負担を緩和しています。今回はその「事業承継税制」の支援措置を確認していきます。

事業承継税制の特例の創設・拡充

10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の2/3）の撤廃、納税猶予割合の引上げ（80%→100%）、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置が講じられました。

事業承継税制を活用した自社株式の承継のモデルケース



平成30年度税制大綱セミナー

日時
平成30年1月13日（土）
10:00～11:30

講師
山根会計事務所
所長 税理士 山根 和彦
税理士 加藤 敏孝

参加費
1,000円/人
※当日現金でお受付いたします。

会場
熊本県民交流館パレア
熊本市中央区手取本町の暫設
テトリア熊本ビル9階 会議室2
TEL: 096-355-4300

法人税減税を中心とした、安倍政権による経済政策！
これにより、あなたの生活がどう変化するのか、
詳しく解説いたします。

「人づくり」と「生産性」
2つの大革命！！

お問合せ先: 山根会計事務所 担当: 山根 和彦
〒860-0801 熊本県熊本市中央区安政町8-16-6 2F TEL: 096-342-6307 URL: www.yamane-tax.net

平成30年度税制改正セミナー開催☆

1月13日（土）10:00～11:30

熊本県民交流館パレアにて開催！詳細はHPまたはお電話でお気軽にお問い合わせください。



皆様のご参加、
お待ちしております♡